

答 申 第 1 7 号
平成20年10月28日

佐賀市教育委員会
教育長 田部井 洋文 様

佐賀市個人情報保護審査会
会 長 村 上 英



佐賀市個人情報保護条例第9条第1項に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第9条第1項に基づき、平成20年10月8日付け佐市教委学事第674号により諮問がありました佐賀市学齢簿・就学援助システムによる保有個人情報の電子計算機処理の開始については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

なお、個人の権利利益の保護を図るため、特に次の点に配慮することを要望します。

- 1 本システムの運用においては、外部への個人情報の漏洩防止のための必要な方策は講じられているが、端末操作職員への個人情報の適切な取扱いについても周知徹底すること。